

那 霸 市 公 報

第 1 8 3 5 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 令和 5 年 (2023 年) 4 月那 霸 市 議 会 臨 時 会 の 招 集 に つ い て (総 務 課) …… 700
- 貸 切 バ ス 乗 降 場 駐 車 料 の 収 納 事 務 委 託 に つ い て (観 光 課) …… 701
- 令 和 5 年 度 那 霸 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) (財 政 課) …… 702

◇ 公 告 ◇

- 開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了 に つ い て (建 築 指 導 課) …… 703

◇ 上 下 水 道 局 告 示 ◇

- 那 霸 市 上 下 水 道 局 指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 の 事 業 の 休 止 に つ い て …… 704
- 那 霸 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 異 動 に つ い て …… 705
- 那 霸 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 取 消 し に つ い て …… 706

固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 訓 令

- 那 霸 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 個 人 情 報 の 保 護 に 関 する 法 律 施 行 規 程 …… 706

告 示

那 覇 市 告 示 第 50 号
令 和 5 年 4 月 7 日
掲 示 済

令和 5 年 (2023 年) 4 月那覇市議会臨時会の招集について

令和 5 年 (2023 年) 4 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 知念 覚

- 1 招 集 の 日 令和 5 年 4 月 17 日 (月)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 令和 5 年度那覇市一般会計補正予算 (第 1 号)
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて(那覇市税条例の一部を改正する条例制定)
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて(那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)

那 覇 市 告 示 第 5 2 号
令 和 5 年 4 月 1 0 日
掲 示 済

貸切バス乗降場駐車料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により告示する

那覇市長 知念 覚

- 1 委託事務の名称 貸切バス乗降場駐車料収納事務委託
- 2 受託者の住所 東京都千代田区神田神保町2丁目4番地
東京建物神保町ビル
- 3 受託者の名称 日本パーキング株式会社
代表取締役 玉井 克彦
- 4 委託期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

那 覇 市 告 示 第 89 号

令 和 5 年 5 月 1 日

令和 5 年 (2023 年) 4 月那覇市議会臨時会で議決された令和 5 年度那覇市一般会計補正予算 (第 1 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 5 年度那覇市一般会計補正予算 (第 1 号)

令和 5 年度那覇市の一般会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,168,518 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 171,845,518 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		45,524,718	3,168,518	48,693,236
	1 国庫負担金	39,731,586	415,543	40,147,129
	2 国庫補助金	5,696,358	2,752,975	8,449,333
歳 入 合 計		168,677,000	3,168,518	171,845,518

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		89,130,540	2,558,228	91,688,768
	1 社会福祉費	31,635,328	1,669,663	33,304,991
	2 児童福祉費	31,207,192	888,565	32,095,757
4 衛生費		19,278,888	610,290	19,889,178
	1 保健衛生費	15,450,250	610,290	16,060,540
歳 出 合 計		168,677,000	3,168,518	171,845,518

公 告

那覇市公告第 27 号
令和 5 年 4 月 13 日
掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 知念 覚

- 1 開発許可年月日、許可番号及び指令番号
令和 4 年 10 月 6 日 第 R 3 - 01 - 01 号
那覇市指令ま建指第 1 - R 3 - 01 - 01 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市久茂地三丁目 29 番 51 及び 29 番 59
- 3 公共施設
なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市牧志三丁目 9 番 10 号
株式会社パームロイヤル 代表取締役 高倉 幸一
- 5 検査済証番号
令和 5 年 4 月 13 日 那ま建指第 4 号
- 6 工事完了年月日
令和 5 年 4 月 10 日

上下水道局告示

那霸市上下水道局告示第 2 号
令和 5 年 4 月 6 日
掲 示 済

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の休止について

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第 1 項第 3 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者 (事業の休止)

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者
468	株式会社沖尚開発	宜野湾市野嵩 1-43-1 ポレール野嵩 1階	照屋 彰

那覇市上下水道局告示第 3 号

令和 5 年 4 月 10 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

指定 (登録) 番号	第 225 号
指定工事店名	有限会社 送友設備
営業所所在地	沖縄県南城市大里字大城1799番地 1
代表者氏名	知念 智則
有効期間	自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日
異動年月日	令和 5 年 4 月 4 日
異動事由	営業所所在地の変更

那覇市上下水道局告示第 4 号
令 和 5 年 4 月 1 8 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第16条第3項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条に基づき告示する。

指定(登録)番号	第 326 号
指定工事店名	仲宗根設備
営業所所在地	沖縄県西原町字幸地224番地
代表者氏名	仲宗根 誠
取消日	令和5年4月14日
取消理由	個人事業主から法人成りした為

固定資産評価審査委員会訓令

那覇市固定資産評価審査委員会訓令第 1 号
令 和 5 年 4 月 1 3 日
公 表 済

那覇市固定資産評価審査委員会個人情報保護に関する法律施行規程を次のように定める。

那覇市固定資産評価審査委員会
委員長 野 崎 聖 子

那覇市固定資産評価審査委員会個人情報の保護に関する法律施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)及び那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年那覇市条例第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(法の施行)

第2条 法の施行については、次条その他別に定めるもののほか、那覇市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年那覇市規則第10号)の規定の例による。

(事務の委任)

第3条 那覇市固定資産評価審査委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。

- (1) 法第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項の規定による請求の受付及び受理に関する事務 総務部法制契約課の個人情報保護担当職員
- (2) 法第82条第1項及び第2項、第93条第1項及び第2項並びに第101条第1項及び第2項の規定による決定についての審査請求の受付及び受理に関する事務 総務部法制契約課の審査請求担当職員
- (3) 法第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項の規定による請求に係る不作為についての審査請求の受付及び受理に関する事務 総務部法制契約課の審査請求担当職員

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月13日から施行する。

(那覇市個人情報保護条例施行規程の廃止)

- 2 那覇市個人情報保護条例施行規程(平成4年固定資産評価審査委員会訓令第2号)は、廃止する。

